

2026 ILCA ジュニアユースチャレンジカップ

神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

2026年2月21日(土)-2月23日(月)

帆走指示書(SAILING INSTRUCTIONS)

[NP]は、この規則の違反を申し立てる艇による抗議は無効であることを意味する。これは RRS 60.1 を変更している。[SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは RRS 付則 A5 を変更している。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1. 適用規則

本大会は「2025~2028 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」を適用する。

2. コミュニケーション

- 2.1. 競技者への通告は、大会公式ホームページ上 (https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=316) に設置された公式掲示板に掲示される。ただし、Webサイトの不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これはRRS 61を変更している。
- 2.2. [DP]緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、レース委員会が用意する追跡装置(トラッキングシステム)は含まない。
- 2.3. 以下に開設された「LINE オープンチャット」(参加コード: ILCA2026)にて D 旗掲揚予定時刻など主にスケジュールや公式掲示板に関する案内を補助的に行う。



URL: <https://x.gd/WdnhG>

*オープンチャットにおけるプロフィール名は、参加選手については「SailNo_氏名」(例: 201486_高橋太郎)、支援者については「所属_氏名」とすること。

3. 帆走指示書(SI) およびレース日程の変更

SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の19時まで掲示される。

4. 行動規範

- 4.1. [DP]競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. [DP]競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター屋上に設置されたフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2. [DP] [NP]音響 1 声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、その種目のみに適用する。
- 5.3. SI 6.1 に示された個別のレースに対して、陸上において「AP 旗」は掲揚しない。その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

6. スケジュール

6.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day1	2月21日 (土)	大会受付・計測 *計測フォーム提出及びライフジャケット等計測 開会式・ブリーフィング 第1レース予告信号 引き続きレースを行う。(合計2レースを予定) レセプション	08:00 - 9:30 10:00 11:25 17:30
Day2	2月22日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う。(合計3レースを予定)	08:30 09:55
Day3	2月23日 (月)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う。(合計2レースを予定) 閉会式	08:30 09:55 16:00

- 6.2. 各クラスとも単一フリートにてレースを実施し、クラス別に合計7レースを予定する。
- 6.3. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。
- 6.4. 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号が掲揚される最低5分前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 6.5. 最終日は、最初にレースするクラスに対して13時30分より後に予告信号は発せられない。
- 6.6. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。

7. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

種目	クラス旗
ILCA6 クラス	緑色地の ILCA旗
ILCA4 クラス	黄色地の ILCA旗

8. レースエリア

- 8.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図1に示すとおりである。
- 8.2. 添付図1どおりのレース・エリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則61.4(b)を変更している。

9. コース

- 9.1. 添付図2のコース図は、各レグ間の角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 9.2. 各クラスの予告信号以前に、レース委員会の信号艇に帆走するコース及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10. マーク

マークは次のとおりとする。

Marks 1,4	Mark1 New Mark	Mark 1b	Mark1b New Mark	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
緑色の円錐台形 ブイ(大)	黄色の円柱 ブイ(大)	赤色の円錐 台形ブイ(中)	ピンク色の円錐 台形ブイ(中)	レース委員会艇 ピンク色の円錐 台形ブイ(中)	レース委員会艇 黄色の円錐 台形ブイ(中)

11. スタート

- 11.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールと、ポートの端となるマークの間とする。
- 11.2. **[DP] [NP]** 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3. スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これはRRS付則 A5 を変更している。
- 11.4. RRS 30.4 に以下を変更、および追加して適用する。
 - (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までにSI 11.4(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしにDNE と記録される。
 - (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲とする。
 - (c) レース委員会は艇に規則 61.4(b)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.4、60.1 および 60.5(b) を変更している。

12. コースの次のレグの変更

レース委員会は、

- (a) 新しい変更用マークを設置するか、
- (b) フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは
- (c) 風下マーク(4)を移動することによってコースの次のレグの変更を行う。

新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

14. ペナルティー方式

- 14.1. RRS 42 違反に対し、RRS付則 P を適用する。
- 14.2. RRS付則 P2.3 は適用されず、RRS付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーに適用される。
- 14.3. 艇がフィニッシュ・ラインを横切った後に 1 回目のペナルティが課される場合、その艇に DNF の 10%(小数点 0.5 切り上げ)の得点ペナルティを付与する。ただし、そのレースの得点が DSQ よりも悪くなることはない。これはRRS付則 P2.1 を変更している。
- 14.4. RRS付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは RRS付則 A10 を変更している。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1. タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

マーク1の タイム・リミット	レース・ タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲットタイム
25 分	75 分	15 分	40分

- 15.2. マーク1のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 15.3. フィニッシュ・ウィンドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。スタートしたが、フィニッシュ・ウィンドウ内にコースの帆走ができず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、また救済を与えられなかった艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これはRRS 35 及びRRS付則 A5.1 と A5.2 を変更している。
- 15.4. ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)を変更している。

16. 審問の要求

- 16.1. 審問要求書の様式は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター1F 大会議室の大会本部で入手でき

- る。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。
- 16.2. 抗議締切り時刻はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.2 を変更している。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。公式掲示板の「抗議締切り時刻通告」により確認することができる。
 - 16.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問は江の島ヨットハーバー セーリングセンター1F 大会議室にあるプロテスト・ルームにて公式掲示板に掲示した時刻に始められる。審問は抗議締切り時刻前に行われることもある。
 - 16.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を RRS 60.2(d) に基づき艇に伝えるために公式掲示板に掲示する。
 - 16.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを公式掲示板に掲示する。
 - 16.6. RRS 63.5(d) に関する事項の「責任ある機関」は本大会のテクニカル委員会である。
 - 16.7. 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時 00 分までの間に限り求めることができる。ただし、レースを行う最終日に判決を通告された場合には、判決を通告されてから 30 分以内とする。これは、RRS 63.7 を変更している。
 - 16.8. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは RRS 61.2 を変更している。
 - 16.9. RRS 50.1(b)、クラス規則及び本大会の装備に関する規定の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。
 - 16.10. SI 17.3 に基づく得点照会の結果として要求する根拠を知った後に提出された救済要求は、以下の場合に限り、締切り時刻を満たしているものとする。
 - 16.10.1. 得点照会が、得点またはシリーズ成績の情報が入手可能となった後、常識的にできるだけ早く提出され、かつ
 - 16.10.2. 救済要求が、得点照会に対する回答が公式掲示板に掲示された後、常識的にできるだけ早く提出された場合。これは RRS 61.2 を変更している。
 - 16.11. [SP]印の規則の違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示され、得点記録の略語は STP とする。これは RRS 付則 A10 を変更している。

17. 得点

- 17.1. シリーズの成立には、各クラスとも2レースを完了することが必要である。
- 17.2. カットレース
 - (a) 4レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
 - (b) 4レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。同じ最も悪い得点が2つ以上ある場合には、最も早く帆走したレースの得点を除外する。
- 17.3. 艇は、公式掲示板に掲示された得点またはシリーズ成績に誤りがあると判断した場合、成績照会要求書をレース委員会事務局に提出することで、得点及び成績の訂正を要請することができる。成績照会要求書の様式は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター1F 大会本部にて入手できる。
- 17.4. 参加資格違反が確定した艇は、順位を取り消され、違反艇より下位の艇の順位を繰上げる。またシリーズに参加した艇の数からも削除され、各レースの艇の順位及び得点も変更する。

18. [DP][NP]安全規定

- 18.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 18.2. レースに参加（出艇）しない艇は、その日の予告信号予定時刻の 30 分前までに艇長もしくはその艇の支援者(代理)が所定の D N C ・リタイア申告書に参加しないレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 18.3. [SP]申告
 - 18.3.1. 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は所定の用紙に署名した後に、出艇しなければならない。署名用紙は、最初のクラスのレース予告信号予定時刻の少なくとも 60 分前から D 旗掲揚後 20 分の間、大会本部に用意される。

- 18.3.2. 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。署名用紙は、通常時は大会本部に用意されるが、荒天時等迅速に帰着確認が必要な場合には、出着艇を行うスロープ付近に用意されることがある。
- 18.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。
- 18.5. **[SP]** SI 18.4 のリタイア艇の艇長もしくはその艇の支援者(代理)は抗議締切り時間内に所定の D N C ・リタイア申告書にリタイアしたレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 18.6. **[DP][NP]**各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則40を変更している。なお、個人用浮揚用具とは、体重を支えるに十分な浮力があり、体重・体格に合致したサイズ表示と浮力が明示されたものであること。膨張式浮揚用具、ドライスーツおよびウェットスーツはこれに含まれない。
- 18.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 18.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。この強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 61.4(b)を変更している。
- 18.9. **[DP]**艇は水上にいる間は、直径 6mm 以上、長さ 5m 以上のパウラインを搭載し、その一端はパウアイに結びつけられていなければならない。
- 18.10. **[DP]**マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り、1 か所のロープで取り付けなければならない。ただしコンディションにより、付けたり外したりしてもよい。
- 18.11. 艇を救助した者(レース委員会等大会関係者、チームリーダー・コーチその他の支援者等)は、艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをパウ・アイに結んでおく。

19. **[DP][NP]** 乗員の交代と装備の交換

- 19.1. RRS 87に基づき、ILCAクラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。
「レース中は登録された1名のみ乗艇できる。また、競技者の交代は許可されない。」
- 19.2. 選手は大会において 1 つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 19.3. ハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダー、ラダーヘッドが損傷または紛失した場合、テクニカル委員会の書面による許可を受けた場合にのみ交換することができる。その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、テクニカル委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

20. 艇、装備および衣類の検査

- 20.1. 各艇は、あらかじめセルフチェックを行い、大会受付時に記入済みの計測フォームの提出及びセール、バテン、ライフジャケットの計測を受けることで計測を完了させなければならない。
* 計測フォームは大会サイト (https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=316) からダウンロードすること。
- 20.2. 計測は、テクニカル委員会の判断により、任意の日程に行われることがある。
- 20.3. 艇、装備および衣類は、クラス規則とSI に従っていることを確認するため、大会期間中にいつでも検査されることがある。
- 20.4. **[DP]**セール番号が艇体の番号と違う場合や参加申し込み時と違う場合には、計測フォーム兼セール番号変更届により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している。
但し、使用するセール番号は個人もしくは所属する団体が保有している艇のセール番号に限る。
* 保有していない艇のセール番号を使用することは認めない。

21. 運営艇識別

運営艇の識別は以下のとおりとする。

Boat	Flag description
レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	赤色旗 (PROTEST表記)
テクニカル委員会艇	白色旗 (TECH表記)
救助艇	白色旗 (RESCUE表記)

22. [DP][NP]支援艇

- 22.1. 全ての支援艇、チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするまでの間、またはレース委員会が最初にスタートするクラスをゼネラルリコールとするか、全てのクラスを延期もしくは中止とする信号を発するまでの間、艇がレースしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 22.2. 支援艇は水上にある間、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 22.3. レース委員会は、レース委員会信号艇に「V旗」を掲揚したうえで、支援艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 22.1 は適用されない。支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。無線機は各日レース終了後必ず返却のこと。
- 22.4. 支援艇は、SI 18.11 において使用するハザード・テープを3つ以上搭載しなければならない。ハザード・テープは江の島ヨットハーバー セーリングセンター1F 大会議室の大会本部にて入手できる。
- 22.5. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 22.6. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたりその他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 22.7. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場において、ドローン等の飛行を禁止する。

23. [DP][NP]ごみの処分等

- 23.1. ごみを故意に投棄してはならない。ごみは支援艇またはレース委員会艇に渡してもよい。
- 23.2. 競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会艇に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会艇や支援艇との荷物の受け渡しを行ってはならない。

24. ビブスの着用

大会 2 日目以降、前日までの暫定順位 1 位から 3 位までの競技者は、大会から貸与されるビブスを出艇から帰着までライフジャケットの上に着用しなければならない。ビブスはレース・オフィスで貸与され、帰着後に返却しなければならない。

25. 賞

各クラスの成績上位者には賞が授与される。

26. クオリファイ

- 26.1. 日本レーザークラス協会内規「2026 ILCA6/ILCA4ユース選考方針」及び「ILCA All Japan Championships 参加資格について」による。
- 26.2. 第 20 回アジア大会愛知・名古屋 2026 における代表選手選考については、JSF オリンピック強化委員会の以下アナウンスを参照すること。

https://jsaf-osc.jp/data/2026_asian_games_251129.pdf

27. 肖像権

競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。

28. リスクステートメント

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。RRS 3「レースをすることの決定」を参照。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害若しくは死亡によるいかなる責任も負わない。

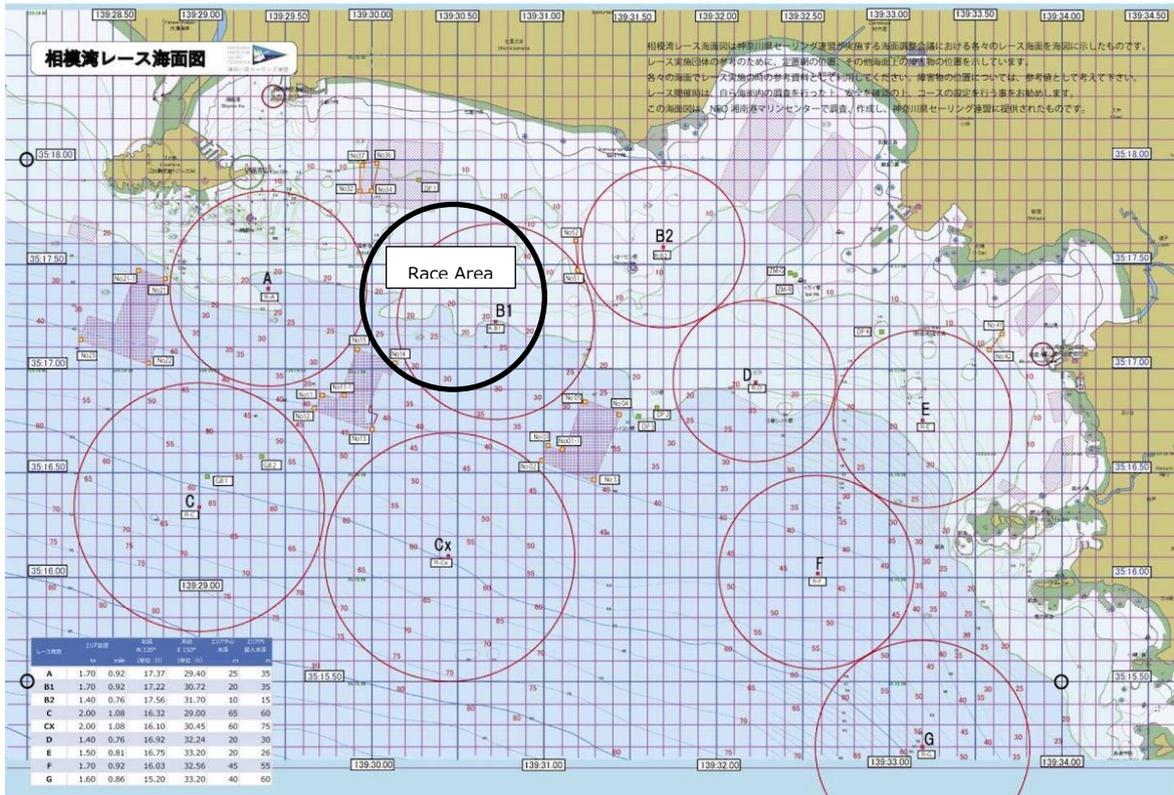
29. [DP][NP]保険

競技者は、有効な傷害保険と第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

30. SI等に関する質問

- 30.1. SI等に関する質問は、2月18日（水）までは電子メールで受け付ける。それ以降は、大会本部に文書で質問書を提出することができる。
- 30.2. 電子メールでの質問書送付先：一般社団法人日本レーザークラス協会
メールアドレス：ilcajpn@cityfujisawa.ne.jp
質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。

添付図1 レース・エリア



添付図 2 コース図

